

西条発電所 1 号機リブレース計画準備書に対する 環境大臣意見（概要）

- ・パリ協定に基づき、2030 年や 2050 年といった特定の時点の排出量のみならず、これに向けた温室効果ガス削減を継続的にしっかりと進めていく必要がある。
- ・世界銀行や民間でも大手金融機関等が続々と石炭火力からのダイベストメントを含む脱石炭への動きが見られる。
- ・我が国において、石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、我が国の削減目標達成に深刻な支障を来すことが懸念される。
- ・エネルギー基本計画においても、石炭火力は今後高効率化・次世代化を推進するとともに、非効率石炭に対する新設を制限することを含めた、フェードアウトに取り組むことが記載されている。
- ・本事業者においては、効率の悪い発電設備の休廃止や稼働抑制、設備改善による効率向上などにより、2030 年までに省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標を達成する見通しとしているが、世界の潮流に逆行するような地球温暖化対策が不十分な石炭火力発電は是認できなくなるおそれもあり、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが極めて高いことを改めて強く自覚し、2030 年度及びそれ以降に向けた本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、あらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。
- ・目標達成に向けた具体的な方策や行程の確立及び温室効果ガス削減に向けた不断の努力が必要不可欠である。
- ・さらに、本事業で発電した電力は、自主的枠組みを構築する電気事業低炭素社会協議会（平成 28 年 2 月発足）の会員である本事業者が小売電気事業者として販売することとしていることから、引き続き、高度化法の遵守及び自主的枠組み全体の目標達成に取り組むことを通じて、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むことが必要である。

【対経済産業省】

- ・ベンチマーク指標の目標を確実に遵守させること。
- ・ベンチマーク指標における共同実施の評価の考え方について、平成 28 年 2 月合意を担保する観点からも可及的速やかに明確化すること。
- ・自主的枠組みの実効性・透明性の向上、参加事業者の拡大及び PDCA の評価基準の明確化、省エネ法及び高度化法の指導・助言、勧告・命令を含めた適切な運用、CCS 導入に向けた一層の取組の推進等を行うこと。

総論

- ・石炭火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
- ・国内外の状況を踏まえた対応の道筋を描くことにより、本事業を実施する場合には、2030年以降に向けて、更なる二酸化炭素排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。
- ・本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

各論

- ・最新のBAT(B)相当以上の高効率の発電設備を導入することから、当該発電設備の運用等を通じて送電熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の2030年度目標達成に向けた確実な遵守及び達成状況の毎年度公表など必要な対応を図ること。
- ・本事業者が実施することとしている木質バイオマス混焼については、供給状況を踏まえつつ、国内の木質バイオマスの持続可能な利用に最大限努めるとともに、木質バイオマス混焼に係る取組状況について定期的に公表すること。また、海外の木質バイオマスを利用する場合については、調達に伴う環境影響もあることから、国際的な森林認証を得た材料の調達等により違法な森林伐採等を回避するとともに、燃料調達段階における二酸化炭素排出量の把握等総合的な評価を実施した上で、当該排出の低減に最大限努めること。
- ・自主的枠組み参加事業者である本事業者は、小売電気事業者として高度化法の遵守及び自主的枠組み全体の目標達成に取り組み、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ・本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発等、所要の検討を継続的に行うこと。
- ・パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略など地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、長期的な排出削減対策について所要の検討を継続的に行うこと。
- ・その他、大気環境、水環境及び廃棄物に係る適切な環境保全措置の検討等を求める。